

## 函館市NET119緊急通報システム利用規約

(趣旨)

第1条 函館市消防本部が提供するNET119緊急通報システム（以下「NET119」という。）は、聴覚や言語機能の障がいによって音声での会話が困難な方が、携帯電話やスマートフォン等からインターネットを利用して119番通報できるサービスです。

(利用対象者)

第2条 NET119を利用することができるのは、函館市に居住し、かつ、次の各号のいずれかに該当する方です。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を有する方で、聴覚や言語機能の障がいによって音声での会話が困難な方
- (2) 両耳のいずれも聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象とならない方

ただし、中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下によるものは除きます。

(利用条件)

第3条 NET119を利用しようとする方は、本規約すべての内容に同意された場合に限りサービスを利用することができます。

- 2 NET119の利用には、事前に利用者登録が必要です。
- 3 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、NET119では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない古い機種種の携帯電話等では、NET119が利用できない場合があります。
- 4 利用にあたっては、GPS機能を搭載しインターネットに接続が可能な携帯電話、スマートフォン、タブレット端末などが必要となります。
- 5 消防本部が通報を受信した場合でも、救急隊や消防隊が向かうべき場所が特定できないと対応が難しい場合がありますので、通報時はGPS機能を有効にしてください。
- 6 迷惑メール防止機能を利用している方は、net119.speecan.jp ドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。
- 7 緊急時以外の問合せには使用できません。

(利用者登録)

第4条 複数の携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等をご利用の場合は、1台ごとに登録が必要になります。

2 通報を受けた消防本部が迅速に対応するための情報として、次の情報の登録が必要になります。

- (1) 氏名 (フリガナ)
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) メールアドレス

3 利用者登録申請時に、利用条件の確認のため身体障害者手帳や聴力レベルなどが分かる書類の画像をアップロードしてください。

4 通報時に体調不良等の理由により詳細通報場所を消防本部に伝えることができなかった場合に、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、次の情報を登録することができます。

- (1) 電話番号
- (2) F A X 番号
- (3) よく行く場所
- (4) 緊急連絡先氏名 (フリガナ)
- (5) 緊急連絡先続柄
- (6) 緊急連絡先電話番号, F A X 番号またはメールアドレス

5 通報時に何らかの理由で消防本部から利用者に連絡が取れなくなってしまう際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問合せを行う場合があります。消防本部からの問合せにご対応いただける方に同意を得て登録してください。

6 以下の事由が発生した場合には、ウェブブラウザ上で速やかに登録情報の変更、または利用中止の手続きを行ってください。

- (1) 転居やメールアドレスの変更等、既登録情報に変更があった場合
- (2) 端末の機種変更を行った場合
- (3) 利用を中止したい場合  
(個人情報の取り扱い)

第5条 登録された個人情報につきましては、NET 119を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。

- 2 函館市消防本部の管轄外からの通報が行われた場合、その場所を管轄する消防本部へ通報を転送します。その際、登録いただいた利用者情報も含めて管轄の消防本部へ転送することがあります。
- 3 管轄消防本部から搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- 4 個人情報の開示・訂正・削除等については、函館市消防本部までお問合せください。なお、利用停止手続の際に、登録者をご自身の個人情報の削除を別途請求した場合であっても、請求から削除までに一定期間を要します。
- 5 利用停止等に伴う登録抹消の後においても、通報記録に残される登録者情報および通報内容ならびに通信履歴は、NET119の運用保守および消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。
- 6 NET119の運用者に変更がある場合には、変更後の事業者により事前登録情報の引き継ぎを行い、従前の事業者からは消去します。

(通報時における注意点)

第6条 通報を行う際には、初めに「火事」、「救急」の別を選択し、続けて現在位置を「自宅」、「外出先」または「よく行く場所」から選択してください。

- 2 現在位置として「自宅」または「よく行く場所」を選択した場合、事前に登録した住所が消防本部に送られます。「外出先」を選択した場合、GPS測位による現在地情報が消防本部に送られます。

GPS測位結果が誤っている場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。

- 3 現在位置の入力が完了すると、通報が消防本部に接続され、消防本部との間でチャットが開始されますので、詳しい状況を入力してください。
- 4 チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- 5 チャットが途中で切断された場合には、消防本部から登録されたメールアドレス宛に呼び返しを行います。ブラウザを閉じずに待つか、メールが受信できる状態にしてください。
- 6 通報地点が不明な場合(取得した位置情報が大きくずれている場合等)は、別の手段での通報(第三者による通報等)を案内する場合があります。

(利用料金)

第7条 NET119は無料でご利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は、利用者の負担となります。

(サービスが利用できない場合)

第8条 インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事、メンテナンスおよび混雑、通信電波状況により使用できない場合があります。

2 システムのメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしておいてください。

(その他)

第9条 「練習通報」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習通報」では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができます。なお、消防本部に接続されることはありません。

2 利用する携帯電話，スマートフォン等は，端末ロック等，第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。

3 登録されたメールアドレスが利用可能かどうかを確認するため、定期的にメールを送信させていただくことがあります。長期間にわたり応答がない場合には利用の停止または登録の削除が行われることがあります。

(規約の変更等)

第10条 函館市消防本部は、NET119の管理運用上で必要と判断した場合、利用者に事前に連絡することなくこの規約を変更することがあります。この場合の利用条件は、変更後の規約の内容のみ有効とします。

2 変更後の規約については、公開した時点から効力を生じるものとします。

附 則

この規約は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第2条第1項の規定により本規約へ同意する手続その他必要な準備行為は、本規約公開の日から施行する。